

- 令和7年度 活動テーマ
LPガスの価値を高め、伝え、広めよう！
- 活動目標
1. 制度改正への真摯な取組の推進
 2. 避難所へのGHP等の設置推進
 3. LPガスのブランド力の向上
 4. 災害対策マニュアルの整備
 5. 支部活動の活性化の推進
 6. 協会運営の在り方の見直し

愛媛県 LPガス情報

発行者
一般社団法人 愛媛県LPガス協会
〒790-0003 松山市三番町6丁目7-2
ラベルダムビル4階
TEL 089-947-4744
FAX 089-947-8499
x-jl info@ehime-lpg.or.jp

爆発事故の発生を受けた注意喚起について —供給設備の維持管理および保安体制の再確認のお願い—

令和8年2月9日、北海道札幌市のコミュニティーガス団地において爆発を伴う重大事故が発生しました。経済産業省より全国LPガス協会を通じて、事故防止の観点から供給設備の維持管理の徹底および保安実施体制の再確認について周知が要請されました。

1 事故を踏まえた要請事項

(1) 調査・点検業務の確実な実施

LPガス販売事業者等が日常的に実施している調査・点検業務について、抜けや漏れがないよう改めて確認し、確実に実施すること。特に、供給設備の状態確認や維持管理については、事故防止の観点から重要な保安業務であり、点検結果の確認および必要な対応を確実に行うことが求められています。

(2) 保安業務体制の再確認

現場の調査・点検で確認された腐食兆候や設備異常などの情報について、
・現場担当者から業務主任者等の責任者への適切な報告の実施
・報告内容を踏まえた供給設備の維持管理の適切な実施

2 保安体制の再確認（事業所チェックポイント）

(1) 供給設備の維持管理

- ・供給設備の点検・調査の適切な周期での実施
- ・設備の腐食や劣化兆候の確認
- ・異常確認時の対応手順の明確化
- (2) 保安情報の報告体制
- ・現場で確認された異常の責任者への確実な報告

- ・報告内容の社内共有
- ・必要な補修・改善措置の適切な実施
- (3) 保安業務の管理体制
- ・業務主任者等による保安管理の適切な実施
- ・保安業務の実施状況の定期的な確認

3 お願い

ガス漏えいによる爆発事故および火災事故の未然防止のため、次の取組の推進が呼びかけられています。

(1) ガス警報器の設置促進

ガス漏えい事故の被害拡大を防止するためには、ガス警報器の設置が有効です。

需要家の安全確保の観点から、引き続き設置促進にご協力ください。

(2) ガス警報器の期限管理の徹底

ガス警報器は、設置後の有効期限管理が重要です。

期限切れによる機能低下を防ぐため、交換時期の確認および更新の案内を適切に行ってください。

4 事故防止に向けた取組のお願い

LPガスの安全・安心の確保のためには、日常の保安業務を確実に実施することが重要です。

今回の事故を踏まえ、供給設備の維持管理および保安体制について改めて確認し、事故防止の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【重要】調査報告書の提出のお願いとWEB化のご案内

本調査報告書は、（一社）全国LPガス協会を通じて、経済産業省へ正式に報告される業界の基礎データとなります。

LPガス業界の安全対策や需要動向を把握するための重要な資料であり、調査結果は、経済産業省への報告資料として下記項目に活用されます。

- ・安全機器の普及状況の把握
- ・燃焼器具交換の進捗確認
- ・需要開発の実施状況の検証
- ・行政への説明資料
- ・災害時の基礎データ

提出状況は県全体の数値に反映され、未提出事業者がある場合、統計の正確性にも影響が生じます。

昨年、当協会の回収率は約70%でしたが、90%以上の提出率を目標としています。

業界全体の実態を正確に把握するためにも、会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

調査報告書

■経済産業省へ報告される調査（全国LPガス協会経由）

1 「燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書」

2 「需要開発推進取組状況等調査報告書」

※上記2件のみが国への報告対象です。

■県協会のみへの提出

3 「市町別消費者戸数調査書」

県内の消費者戸数の実態把握および災害時の迅速な対応体制構築のための基礎資料として活用します。（従来通り紙媒体での提出）

提出方法

WEB入力および紙調査票により必ずで提出ください。

提出期限

提出締切日：4月30日(木)

期限厳守でお願いいたします。

提出が確認できない場合、個別にご連絡させていただく場合がございます。

今年度より提出方法がWEB入力に移行される事になりました。

①目 的

システムの導入は、調査票作成および提出作業の簡素化ならびに調査業務全体の効率化と精度向上を目的としています。

②システム導入のポイント

- ・紙での返信が不要
- ・インターネット環境があれば場所を問わず入力可能
- ・スマートフォンからの入力も可能
- （操作性の観点からパソコンでの入力を推奨します。）

③対応依頼

本年度については移行期間として、従来どおり紙調査票も送付いたします。

紙での提出も可能ですが、WEB入力が可能な会員事業者につきましては、WEBシステムからの回答にご協力をお願いいたします。

なお、令和9年度以降は紙調査票の送付は行われません。WEBでの提出が難しい方には、令和9年度以降も個別で送付いたします。

※入力方法の詳細は別紙をご確認ください。

建設工事等におけるガスパ損傷事故の防止について（お願い）

建設工事等に伴うガスパの損傷事故は、ガス漏えい等の重大事故につながるおそれがあることから、事故防止対策の徹底が求められています。

LPガス事故は全国で年間200件前後発生しており、その中には建設工事等に起因する事故も一定数含まれています。特に、他工事業者による埋設管の損傷事故は近年増加傾向にあり、関係事業者間の事前確認や連絡体制の確保が重要となっています。

関係省庁および関係団体に対しても協力要請が行われています。関係する建設工事事業者等に対し、下記事項について周知をお願いします。

他工事事故の発生状況

・他工事業者に起因する事故は増加傾向にあり、2019年以降は毎年50件以上で推移

・高度化計画期間（2021～2024年）では、他工事業者による事故が約32%

・工事種別では、上下水道工事28%、解体・建築・土木・外構20%、内装・リフォーム12%

・ガス事業者と建設工事業者の事前調整および情報共有の重要性が指摘されています。

ガスパ損傷事故は、ガス漏えいによる火災・爆発事故など重大事故につながるおそれがあり、建設工事業者等への周知および関係者との連携を図り、ガスパ損傷事故の未然防止にご協力をお願いいたします。

建設工事等事業者への周知

建設工事等を実施する前には、ガスパ等の有無についてLPガス販売事業者への照会・確認の徹底を図る。

工事中にガスパを発見した際は、速やかにLPガス販売事業者への連絡を、建設工事事業者への周知を徹底する。

建設工事等への立会い

必要に応じて、LPガス販売事業者による工事への立会いを行い、ガス設備の位置確認および安全確保を図る。

供給管および配管工事時の確認事項

供給管および配管工事の際は、事故防止の観点から次の事項を確認。

- ① 工事事業者の届出状況の確認
特定液化石油ガス設備工事事業の届出の有無
- ② 工事業者の資格の確認
液化石油ガス設備士免状の保有、または法定講習の受講状況
- ③ 免状携帯の確認
工事作業時の免状携帯

【経済産業省ホームページ掲載アドレス】

出典：経済産業省 建設工事等におけるガスパ損傷事故の防止について（協力依頼）
https://www.meti.go.jp/policy/safety/security/industrial_safety/oshirase/2025/03/20250303-01.html



毎日！ 工事の安全チェック

ガスパ損傷事故
防止のため、

毎日、工事の前にしっかりチェック！

作業員全員で情報共有して、ガスパ破損事故を防ぎましょう。

〈チェック項目〉

工事前に必ず確認！

- ☑ 図面などで工事前にガスパの位置を確認。
- ☑ ガスパのガスが、どこまで通っているか確認。
- ☑ ガスパ付近では手掘り作業をするなど、作業のポイントを確認。

不明な点はガス事業者へ確認！

- ☑ ガスパの位置や深さが不明な場合。
 - ☑ ガスパの撤去・移設工事が必要な場合。
 - ☑ ガスパにガスが通じているか不明な場合。
 - ☑ 協議になかった管が出てきた場合。
- ※その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。

工事はあくまでも慎重に！

- ☑ 工事は、ガスパの位置や深さを再度確認してから。
- ☑ ガスパの近くでは、重機を使用せず、手掘りにて慎重に作業を。

作業員全員で情報共有を！

- ☑ ガスパの位置情報や、ガスパ近くでの手掘り等作業のポイントを必ず作業員全員で情報共有をお願いします。



ガスの安全見直し版

ガスの安全 検索
<http://www.meti.go.jp/>



住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について

住宅の外壁塗装工事や改修工事の際、養生シートや塗装作業等により、給湯器等の給気口・排気口が覆われたり塞がれたりする事例が報告されています。

このような状態でガス機器を使用した場合、燃焼に必要な空気が不足したり排気が滞留したりすることで、不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故が発生するおそれがあります。

このため、経済産業省より、下記の事項について注意喚起が行われています。

■留意事項

LPガス販売事業者は、事故防止の観点から次の事項についてご留意ください。

- ・需要家に対し、住宅塗装工事や外壁工事を行う際には、給湯器等の給気・排気部を塞がないよう工事業者へ伝えることを周知してください。
 - ・工事期間中および工事終了後には、給気口・排気口の閉塞の有無を確認してからガス機器を使用するよう注意喚起してください。
 - ・保安点検等の機会を捉え、屋外設置ガス機器の周囲状況の確認を行ってください。
- 国土交通省担当課を通じ塗装工事業者等に対しても同様の注意喚起が行われます。

⚠️ 外壁の塗装工事等で、排気筒（煙突）・換気扇・給排気口・屋外式ガス給湯器等をビニール等で覆うときは入居者の方にご協力をお願いしていただきます。

外壁塗装工事・
外壁清掃工事・
増設工事をされる
工事会社さまへ
お願い。

ガス機器、給湯器等をビニールで覆ったままガス機器を使用されまると、すぐに消えてしまったら、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、機器の異常熱による故障や火災の原因となり大変危険です。



入居者の方へガスパの使用禁止のお願い

管理人は常に点検を
実施し、異常な状態や
ガス漏れなどの発生を
確認する場合があります。
この場合、入居者の方には
必ず、ガス機器の使用を
中止し、ガス事業者へ
連絡をお願いします。

作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。



ビニール等で覆ったままガス機器を使用すると大変危険です。

危険！ 不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因になります。



危険！ ガス機器の故障の
原因になります。
ガス機器が故障すると、ガス漏れが発生するおそれがあります。



出典：経済産業省 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）
https://www.meti.go.jp/policy/safety/security/industrial_safety/oshirase/2025/03/20250303-02.html



住宅省エネ2026キャンペーンの活用について

補助制度の周知と需要開発への活用をお願いー

国では、住宅分野の省エネルギー化を推進するため、国土交通省・経済産業省・環境省の3省連携により「住宅省エネ2026キャンペーン」を実施しています。本キャンペーンでは、住宅の断熱性能向上や高効率設備の導入に対する補助制度が設けられており、住宅の省エネ化を総合的に支援するもので、LPガス事業者にとっても、給湯機更新や住宅設備の提案機会の拡大につながる制度であり、営業活動や需要開発の面からも活用が期待されています。制度内容をご確認のうえ、営業活動等にご活用くださいますようお願いいたします。

LPガス事業者の営業チャンス

- ・高効率給湯機への更新提案
 - ・住宅設備機器の更新提案
 - ・リフォーム提案との連携
 - ・賃貸住宅オーナーへの設備更新提案
- 補助制度を活用することで、設備更新の提案が行いやすくなり、顧客への省エネ提案のきっかけづくりとしても活用が期待されます。

住宅省エネ2026キャンペーンの主な事業

住宅省エネ2026キャンペーンは、主に次の4つの事業で構成されています。

事業名	概要	URL QRコード
 みらいエコ住宅2026事業	新築住宅や既存住宅の省エネ改修を対象に補助を行い、高い省エネ性能を有する住宅の普及を促進する事業	https://mirai-eco2026.milt.go.jp/ 
 先進的窓リノベ2026事業	既存住宅の窓やドアを断熱性能の高い製品へ改修する場合に補助を行う事業	https://window-renovation2026.env.go.jp/ 
 給湯省エネ2026事業	高効率給湯機の導入を支援し、家庭部門のエネルギー消費削減を推進する事業	https://kyutou-shoene2026.mei.go.jp/ 
 賃貸集合給湯省エネ2026事業	既存の賃貸集合住宅に設置されている給湯器を高効率給湯機へ更新する場合に補助を行う事業	https://chintai-shoene2026.mei.go.jp/ 

高効率給湯機の補助制度について

住宅省エネキャンペーンでは、これまでの事業において補助申請が予算上限に達し、受付が早期終了するケースも見られました。また、制度の見直しにより、高効率給湯機の補助額については過去の事業と比べて変更されている部分もあります。そのため、制度を活用する場合には制度内容を十分確認するとともに、早めの申請準備を行うことが重要です。

事業者登録の注意

住宅省エネ2026キャンペーンの補助金申請は、事前に登録された事業者が申請手続きを行う仕組みとなっています。そのため、事業者登録を行っていない場合、補助金申請の手続きを行うことができません。制度の活用を検討される場合は、事業者登録の手続きや申請方法についてご確認ください。

参考（公式サイト）

制度の詳細については、住宅省エネ2026キャンペーン専用ホームページをご確認ください。

住宅省エネ2026キャンペーン

<https://jutaku-shoene2026.milt.go.jp/>

問い合わせ先

住宅省エネ2026キャンペーンに関する問い合わせは、次の窓口で受け付けています。

住宅省エネ2026キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

TEL：0570-081-789

LP電話等：03-6629-1646

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日含む）

※通話料がかかります。

※問い合わせ内容に応じて音声ガイダンスにより各事業の窓口へ案内されます。



【支部活動】2025年度松山支部需要開発キャンペーンの抽選会を開催

松山支部（森 和幸支部長）は、2025年度松山支部需要開発キャンペーン「めざせLPガスメダル！年またぎプレゼントキャンペーン！」の抽選会を2月17日(以)10時30分より、(株)向井燃料にて実施されました。

キャンペーンは、2025年11月1日から2026年1月31日までの3ヶ月間で、期間中にご購入いただいたLPガス機器5,000円毎に応募はがき1枚を進呈し、応募してもらった形式です。

支部会員29社の参加により、応募総数は7,453枚に達しました。

当選内容は次のとおりです。

1等（LPガスメダル）	JC Bギフトカード	10,000円 × 5本
2等（金メダル）	JCBギフトカード	5,000円 × 10本
3等（銀メダル）	JCBギフトカード	3,000円 × 30本
4等（銅メダル）	JCBギフトカード	1,000円 × 100本



LPガス事業者事故事例集（2025年度版）のご案内

—実際の事故から学ぶ、未然防止のための実務資料—

事故へ発展する潜在的リスクが含まれています。

の信頼向上につながります。

- 社内研修
- 安全会議
- 勉強会資料

として積極的にご活用ください。

■2025年度版の主な内容

- LPガス事業者事故事例集（2025年度版）」が発行されました。本事例集は、実際に発生した事故データをもとに傾向を整理し、再発防止および重大事故の抑止につなげることを目的とされています。
- LPガス賠償事故
- LPガス業務以外の賠償事故
- 個人情報漏えい事故
- サイバー攻撃に関する事故
- お客様宅に設置している供給設備に関する事故など、近年の事業環境を踏まえた事例も紹介されています。

■掲載場所

下記ホームページに掲載されております。ダウンロードのうえご活用ください。
全国LPガス保安共済事業団HP
<https://www.jpghoan.or.jp/public/>



■ご活用のお願い
事故は特別な状況で発生するものではなく、日常業務の延長線上で起こります。事故事例を共有し、同様の事故を繰り返さないことが、業界全体

「LPガス業界関連の労働安全衛生法対応」WEBセミナーの継続配信について

日本LPガス団体協議会では、LPガス事業者を対象とした「LPガス業界関連の労働安全衛生法対応」WEBセミナーを配信しています。

本セミナーでは、労働安全衛生法の改正に伴う主な変更点や、LPガス事業者として対応が求められる事項について解説されています。

無料でご視聴いただけますので販売担当部門のみならず、コールセンターやお客様窓口担当者など、関係部門の皆様にも共有いただき、日常業務における対応の参考としてぜひご活用ください。

■セミナー概要

テーマ

「LPガス業界関連の労働安全衛生法対応」

対象

「LPガス事業者」

主な内容

「労働安全衛生法改正に伴う主な変更内容」

「リスクアセスメント」

「安全データシート（SDS）の交付」

「化学物質のラベル表示」

など

■視聴方法

以下の動画サイトよりご視聴ください。

YouTube

<https://youtu.be/MFr3K-cDqJ5c>



※日本LPガス団体協議会ホームページのお知らせからも確認できます。

<https://www.nichidankyo.gr.jp/>



令和7年度第2回愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業について

認定申請期間の期限が近づいてまいりましたが、
認定申請の提出はお済みでしょうか。

計画認定通知書を受領後でないと値引きが開始できません。まだ、認定申請をご提出でない販売事業者は、速やかなお手続きをお願いいたします。

期限 **3月31日(火)**

提出書類

- 「令和7年度第2回愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業計画認定申請書（様式第1号）」……………2部

提出先

- LPガス事務処理センター
住 所）
〒790-0002
松山市二番町4丁目4番地2
NOSAILビル2階（株）ウイン内
TEL 089-993-8771
Mail info@pgas@pro-win.co.jp

四国ガス(株)との転換情報

(2026年2月転換処理分)

項目	LPガスからLPガスへへ転換	四国ガスからLPガスへへ転換	差四国ガスへへ転換	引き換えられた計
地区				
今治	0	1	▲1	4,712
松山	6	2	4	12,334
宇和島	1	0	1	3,146
計	7	3	4	20,192

※累計は昭和56年8月転換協定以降の数

協会日誌



- 2月25日(火) 第5回執行役員会（松山市男女共同参画推進センター）
- 3月4日(水) 全国LPガス協会専務理事・事務局長会議（オニライシ）
- 3月9日(月) 第4回LPガスユーザー会議（徳島県）
- 3月10日(火) 第5回理事会（松山市男女共同参画推進センター）
- 3月11日(水) 中国・四国LPガスユーザー会議（高知県）
- 3月12日(木) 四国LPガスユーザー会議（高知県）
- 3月18日(水) 高圧ガス保安講習会（中予地方局）